## 天災等による臨時休校及び休業基準

令和 3 年 5 月 20 日 改訂 職業訓練法人釜石職業訓練協会 釜 石 高 等 職 業 訓 練 校

## 1. 大前提

臨時休校及び休業(以下臨時休校等と表記)の基準は、訓練生、職員、関係者等の人命の保護を最優先に 行うことを目的として定めるものである。

- ※ 以下に掲げる内容を原則とするが、状況に応じて人命の保護について最善と考えられる行動を執ること。
- 2. 臨時休校等の条件 (訓練生・職員・関係者に対する事前了解事項とし周知を図ること)

下記基準に該当した場合は、訓練校から改めて連絡することなく、臨時休校等とする。

- ※ 下記基準によらず臨時休校等とする場合は、訓練校から連絡をする。
- 3. 臨時休校等基準
- ① 震度5弱以上の地震の発生による場合

天災等の種類	地震				
対象レベル	・震度 5 弱以上				
対象エリア	・釜石市又は訓練生の居所の市町村				
訓練終了後から 0 時前に発生	翌日の訓練は中止				
0時以降及び訓練時間中に発生	当日の訓練は中止				
0 时外降及い訓練时間中に先生	(直ちに安全を確保する行動を執り、以後の当日の訓練は中止)				

- ※ 震度5弱以上の地震が発生時には、木造建物や道路等に被害が生じている恐れがあることを考慮すること。
- ※ 震度4以下の場合であっても、震源が海底である場合は、津波の発生を警戒すること。
- ② ①以外による場合(概ね気象庁警戒レベル4相当以上。但し、自治体発令ある場合は優先する。)

天災等		気象庁発令		自治体発令	政府発令	公共交通機関の			
の種類	津波	噴火	気象			運休又は通行止			
対象レベル	・大津波警報 (特別警報) ・津波警報 ・津波注意報	・特別警報	・特別警報	・土砂災害警戒 情報 ・避難指示	•国民保護情報 •警戒区域指定	※運休、通行止 の理由の別 は問わない			
対象 エリア	・津波予報区の 岩手県	・訓練施設の所 在地、訓練生 の居所、通所 経路のいず れか又は両 方	・気象予報区の 釜石地区、訓練生の居所 の気象予報 区のいずれ か又は両方	・訓練施設の所 在地、訓練生 の居所、通所 経路のいず れか又は両 方	・釜石市、訓練 生の居所の 市町村のい ずれか又は 両方	・通所経路			
訓練中 に発令	直ちに安全を確保する行動を執り、以後の当日の訓練は中止								
<b>6 時前</b> に解除	通常通りに訓練を実施								
6 時以 <b>降</b> 9 時前に解除	午前中の訓練は中止、午後から訓練を実施								
<b>9 時以降</b> 発令中	当日の訓練は中止								
※ 桂却収集	※ 情報収集はテレビ ラジオ インターネット笑を利用し 冬白で行い臨時体校築其準との昭仝を行うこと								

- ※ 情報収集はテレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、各自で行い臨時休校等基準との照合を行うこと。
- ※ 臨時休校等基準と照合しても判断し難い場合は、8 時 30 分以降に訓練校(Ta:0193-26-7000) へ電話を掛け、 応答の有無を確認すること。なお、この時点で電話応答が無い場合は、当日の訓練は中止である。
- ※ 天災等により訓練施設が損壊し、直ちに訓練が再開できない場合については、別途判断する。